



IBLCE[®]

*International Board of
Lactation Consultant Examiners*

自主学习モジュール(ISM) 開講者申請書類

Independent Study Module (ISM)
Provider Application Packet

長期開講者のステータスをもたず、自主学习モジュールの継続教育単位（CERPs）認定を検討する方へ

国際機関である IBLCE は印刷物には英国式英語を使用しています。

目次

目次	2
IBLCE とは？ What is IBLCE®?	3
問い合わせ先 Contact Information	3
はじめに Introduction	3
ISM 開講者申請用紙.....	4
<i>ISM Provider Application Form.....</i>	4
ISM 内容報告書 ISM.....	8
<i>Content Form.....</i>	8
ISM レビュー用紙	9
<i>Independent Study Module Review Form.....</i>	9
開講者用利益相反開示文書.....	10
<i>Speaker Disclosure & Conflict of Interest Declaration Form</i>	10
各講師用利益相反開示文書.....	11
ISM 支払い用紙.....	12
IBLCE 2015 年版 ISM 講習料金	12
ISM 開講者申請チェックリスト	13

IBLCE とは？ What is IBLCE®?

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会 (IBLCE、 International Board of Lactation Consultant Examiners) は、国際認定ラクテーション・コンサルタント (IBCLC、 International Board Certified Lactation Consultant) の資格を認定できる独立した国際認証機関です。

問い合わせ先 Contact Information

IBLCE はオーストリア、オーストラリア、アメリカにオフィスがあります。

IBLCE に連絡を取りたい場合は次のメールアドレスに問い合わせをお願いします。

北アメリカ、南アメリカ、イスラエル : cerps@iblce.org

ヨーロッパ、中東(イスラエルを除く)、北アフリカ諸国 : recert@iblce-europe.org

アジア太平洋諸国、北アフリカを除くアフリカ諸国 : cerps@iblce.edu.au

日本の担当は Masumi Imura です : japan@iblce.edu.au

日本の CERP 申請は、こちらのアドレスをお願いします : japancerps@iblce.edu.au

はじめに Introduction

個人、独立した教育機関、病院、学術機関、専門職協会は CERPs 認定を受けられる講義の開講者となることができます。

IBLCE の長期講座開講のステータスを保持していない開講者は、CERPs 認定の検討のために個々の ISM を IBLCE に提出する必要があります。

- IBLCE 長期講座開講のステータスを保持しない開講者が ISM を開講した場合、IBLCE が唯一その ISM を評価し CERPs 認定を行う権限を持っています。
- ISM 開講者は、[IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy](#) (営利目的のもたらず影響を最少にする教育方策) を遵守してください。

ISM 開講者申請用紙
ISM Provider Application Form

開講者 _____

開講者ウェブサイト _____ 電話番号 *Provider Phone:* _____

担当者氏名 _____

市 _____ 国 _____

担当者電話番号 _____

担当者メールアドレス _____

講義に使用する言語 _____

名: _____

初回開催日時（含予定） _____

申請する CERP 数に一番近いものを一つ選んでください。

- 1 -2 CERPs 2-4 CERPs 4- 8 CERPs 8- 16 CERPs
 16- 24 CERPs を超える Over 24

CERPsがIBCLCとして認定されている個人を対象としていることをふまえたうえで、主な受講者を一つ選んでください。

- のみ IBCLCs IBCLC と IBCLC ではない人も含む

ISM の形式を選んでください。 *How is this ISM being provided?*

- 通信教育 対面式講義 オンライン

この ISM は、過去 3 年(3 6 か月)の間に CERPs として認証されていますか。 *Has this ISM been recognised for CERPs in the past 3 years (36 months)?*

- はい いいえ

「はい」と答えた方、CERPs の有効期限はいつ切れますか。失効日 _____

ISM は、受講に時間はどのくらいかかるのかを確認するためまた ISM あるいはその受講後テストに問題がないかを確認・訂正するために、事前考査が必要です。

あるいは、その ISM が他の専門機関に継続教育単位として認められているのであれば、その情報を使用することも可能です。

以下の情報をお尋ねします。

事前の考査がお済みであれば、ISM の終了におよそどのくらいの時間を要するか教えてください。

ISM およびその受講後テストで、なんらかの問題はみつかりましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた方、それらの問題は CERP の認定申請前に訂正しましたか？

はい いいえ

この ISM は他の機関に専門継続教育の単位として認められていますか？

はい いいえ

「はい」と答えた方にお尋ねします。

どこの機関ですか。 _____

何単位与えられましたか。 _____ 単位

その 1 単位は何分の教育に値しますか。 _____ 分

講師の利益相反の開示に関して以下の選択肢から一つ選んでください。

利益相反を開示した講師はいません

利益相反を開示した講師がいます。該当する講師は、以下の開示文書に署名済みです。

私/私たちは、講師から署名入りの Declaration of Competing Interest (利益相反開示文書) を受領しており、ISM 受講者に以下のように知らせます。

ISM 受講者への通知方法: _____

ISM 開講者としての開示表明 :

以下の ISM 開講者開示文書を注意深く読んでください。

これから開設するISMがCERPとして認可されるために、この用紙に署名、日付をいれて開示文書の条項に同意する必要があります。

開講者開示声明の取り決め、条件に違反した場合、職業倫理に反するとみなされ、ISMとしての資格を否認、失権、取り消されることがあります。

ISM開講者として、私/私たちは_____（ISM名）をIBLCE継続教育単位（CERP）として申請します。

次のことを留意し、理解し、賛同します。

- ISM開講者は、申請用紙に記入し、申請料金と共にIBLCEに提出しなければなりません。
- [IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy](#)に従います。
- IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy に定められるように、ISM開講者は企業や営利を目的とする者であってははいけません。
- 教育活動は、IBCLCのための専門教育を目的としなければなりません。
 - ISM開講者はCERP申請しているISMがIBCLCに必要な継続教育と関連のある内容であるよう留意してください。ISM開講者が提出したプログラムがIBCLCの継続教育にふさわしくないと判断された場合でも、申請料金の返金はしません。
- IBCLCのために、開講者は CERP数を明記した証明証を発行してください。
- IBCLCでない受講者のためにも、開講者はIBLCE Detailed Content Outline(詳細内容概要)に示されている項目についての教育時間数を明記した証明証を発行してください。
- 講師や発言者はすべて、利益相反開示用紙を記入し、講義の内容での客観性が損なわれるかもしれない団体との関係、もしくは利益相反を明らかにしなくてはなりません。そういった提携、もしくは利益相反について、IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policyで規定されていることに基づいて受講者への注意喚起がされなくてはなりません。
- ISM開講者はIBLCEの制定したすべての報告義務に従い、一定期間内はIBLCEが指揮する監査に協力しなければなりません。

CERPの認定許可の前に印刷物もしくはウェブ上の開催案内の資料が出来ている場合、ISM開講者はこういった宣材のコピーを申込書とともに提出しなくてはなりません。

◦ CERPの認定前の開催案内には、CERP申請中と記してもよいですが、申請しているCERP数は記してはなりません。

CERPの認定通知後に印刷物、ウェブ上の宣材を作成する場合は、CERP認定のISM開講後30日以内に出来上がった宣材のコピーを提出しなくてはなりません。

- CERPの認定後の宣材にはプログラムのそれぞれの講義でどれだけのCERPが認定されるかについて記してもよい。

- CERPに認定されたISMの有効期限は3年です。もし、ISMが監査対象となった場合は、当該ISMを受講した受講者名簿の提出が求められます。
- ISM開講者は、IBLCEの書面での承諾なく、フォーマット、印刷様式、書類を問わず、発行する印刷物、宣材にIBLCEのロゴを使用してはなりません。
- ISM開講者は、すべてのISMに関する書類を開講の最終日から最低6年間は保管しなくてはなりません。

時間配分と受講後テストの有効性を確認するために、事前考査をすることは開講者の責任です。

- 事前考査はそれぞれの試験者がそのモジュールでどのくらいの時間を要したかのアセスメントを含み、IBLCEにその平均時間を報告します。IBLCEはこの所要時間数をCERPs数の決定に使用します。
- 受講後テストのアセスメントを行う評価者は、この事項について問題点を指摘しなければならない(例；あいまいな表現、1つ以上の正解等)。開講者は、指摘された問題を訂正し、それを開講者申請書にてIBLCEにレポートしなければならない。
- レビューや事前考査の代わりに、そのISMが他の専門教育機関により継続教育単位として認められている場合、その単位計算方法を専門教育機関からの書類とともに提出することができます。
- IBLCEの求める条項に準拠していないISM開講者はIBLCE事務局より通知があります。そのような通知は、プロセスや手続きに対するアドバイスを意図しており、開講者はアドバイスに沿う事を期待されます。2回目の通知があった場合、開講者は改善策をとっていることを証明する必要があります。そして3回目の通知があった場合、ISM開講者としての資格の一時停止、もしくは取り消し処分となることがあります。

私たちの知る限りの範囲内で次のことを宣言します。To the best of our knowledge, I/we declare that:

- 上記のISMには IBCLE Minimising Commercial Influence on Education Policy に定義された企業が計画に加わることはありません。
- 講師、トピックス、講習内容の選択についてそのような企業や企業の職員の意見をに入れることはありません。

注：サインは直筆でしてください。パソコン入力等のサインは認められません。

サイン: _____ 日付: _____

名前を印字して下さい _____

役職・学位: _____

ISM 内容報告書 ISM Content Form

記入して ISM 開講者申請用紙とともに提出してください

ISM 開講者: _____ 開講初日: _____

ISM 名: _____

以下の情報を書いてください。欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用してください。

単元名	所要時間(分)	講師	CERP の種類と CERP 数	内容の概要 CERP の認定が正しくできるように、できるだけ具体的に	IBLCE 詳細内容 (事務所記載用)

ISM レビュー用紙

Independent Study Module Review Form

ISMの時間配分や(各当者は)受講後テストの有効性を確認するために、2人以上の主題についての専門家および5人以上のIBCLCによって評価されなければならない。

注：もし、他の専門機関から継続教育単位として認められている場合、このレビューを行う必要はありません。しかしながら、ISMの時間配分や受講後テストの有効性を証明する書類は提出しなければなりません。

この用紙は、レビュープロセスに関する情報を記録する用紙としてお使いください。

レビュー者氏名： _____

レビュー者のE-mail： _____

適切な方を選んでください

IBCLCであるレビュー者

主題に関する専門家であるレビュー者

このISMで、なにか問題が見つかりましたか？

はい いいえ

その問題は解決しましたか？

はい いいえ

受講後テストにて、なにか問題が見つかりましたか？

はい いいえ

その問題は解決しましたか？

はい いいえ

重要な問題について、こちらに書いてください。

あなたにとって、そのISMを完了するのに、どのくらいの時間(分)を要しますか？ _____
分

署名： _____

日付： _____

開講者用利益相反開示文書 *Speaker Disclosure & Conflict of Interest Declaration Form*

開講者へ：今回の ISM の開講者として、全ての講師から Speaker Disclosure & Conflict of Interest Declaration を集める責任があります。更に、プログラムの講師によってなされた内容開示を ISM 教材に記し、要望があれば開示に関わる書類とともに IBLCE に提出する責任も負います。

開講者氏名:

ISM名: _____ 開講初日

: _____

IBLCE 継続教育単位 (CERPs) として認定される教育活動について、中立性、独立性、客観性、科学的に厳密であることに最善の努力をすることが IBLCE の方針です。

CERPs と認定されるプログラムに参加する講師/発言者は、教育内容に影響する可能性のある団体との関係について、ISM 受講者に対し明らかにすることが求められます。

これには以下のような団体が含まれる；

- IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy で規定されている企業、営利団体
- 主題、もしくはプログラム全体を通して関連している特定の個人または団体

この方針の目的は、講師のプレゼンを阻害するためではありません。

ただ、講習内容に関連した利益相反をすべて開示することによって、参加者が内容についてそれぞれの判断ができるようにするためのものです。

受講者は、講師の解説や結論に関して、講師の利益相反がバイアスをもたらしているかどうか、自分で判断できるようになります。

各講師用利益相反開示文書 *Speaker's Individual Declaration of Competing Interest or Affiliation*

講師へ：上記の方針を読み、以下のことについて知らせてください。そのうえ、ISM 開講者に速やかに返送してください。

氏名: _____

私はこのISMに関し利益相反の事項はありません。

私は、このISMの中で利益相反にあたる可能性があります。私は、下記の利益相反に関することをお知らせします。

利益相反*	人名・組織

サイン: _____ 日付: _____

*利益相反の関係として考えられる形とは；補助金/研究の支援、謝礼金、旅費、などの利益を受け取ること、コンサルタント、個人契約者、従業員、役員になること、もしくは講師の事務所への参画、出版時の協力者となるような資金的供与、役員・士官・職員を親しい友人や家族として持つこと、資金権益を持つ人、他に資金的、物的な支援です。

ISM 支払い用紙 ISM Payment Form

開講者: _____

ISM名: _____

ISM開講日: _____

料金計算基準: 1 CERPは60分の教育時間とします。料金計算をするとき、教育の合計開講時間を60分で割ってください。たとえば、4時間の講義だと240分、つまり4.0CERPになります。

同時並行で行われる分科会による選択科目を設ける場合の支払いにはすべての講義時間を含めなくてはなりません。下に示した例ですと、受講者は2.75 CERPs履修することになりますが、講義時間は4.75CERPsということになり、カテゴリーでは4.1 – 8 CERPsに属するため、CERPsにかかる料金は4.75CERPsでの計算になります。

習予定の例	参加者履修時間	講義時間
60分全員出席の講義	60	60
並行で行われる60分間の分科会	60	180
45分終りの全員出席の講義	45	45
計	165 (2.75 CERPs)	285 (4.75 CERPs)

CERPs総講義時間: _____

IBLCE 2015 年版 ISM 講習料金

Currency	4 CERPs	8 CERPs	16 CERPs	24 CERPs	Over 24 CERPs
USD	\$300	\$330	\$625	\$805	\$1,230
EUR	€ 267	€ 294	€ 557	€ 718	€ 1,097
AUD	\$380	\$418	\$791	\$1,019	\$1,557

支払いは下記の銀行口座へ直接送金してください。

三菱東京 UFJ 銀行 豊田南支店 普通 3831854 IBLCE 会計光岡由美

ISM 開講者申請チェックリスト

ISM Provider Application Checklist

ISM開講者として申請するには、料金を支払うとともに、以下のすべての書類をIBLCE宛て送付しなくてはなりません。

書類がすべて整っていない場合は処理が遅れ、追加料金がかかることになりかねません。

すべて整った申込書は受け付け順に審査されることになります。

- すべて記入し、署名と日付を入れたISM開講者申請用紙

- ISM内容報告書 もしくはそれと同等の情報でISM内容の要約が記載されたもの

- 受講者のための手引きや受講後のテストについて記載されたもの

- 選択式あるいは正誤式の受講後テストのコピー（解答および合否基準を含む）。ウェブベース用には、受講後テストの代わりに受講者の参加アクセスを確認できるシステムを使用し、修了証を発行することを証明することのできるエビデンス。

- 該当者は、このISMが他の組織から継続教育として認められていることを証明する書類（単位がどのように計算されているのかを示す情報を含む）。注：もし、ISMが他の組織から継続教育 (CEUs, CMEs etc.) として認められている場合は、それと同等のCERPs 数が認められることがあります。

- プログラムの印刷物がインターネットサイトの開催案内のコピー

- 全て記入済みの支払い用紙と支払い

注：ISM開催者は、印刷物あるいはウェブ上の開催案内が完成する前に、CERP認定の申請を行ってもよい。その場合は、CERP認定の講義開講後30日以内に完成した宣材のコピーを提出しなくてはなりません。

ISM開講者申請書類は一式スキャンしてEメール、郵送、ファックスのいずれかの方法で、申請書と支払い用紙を日本のコーディネーターのMasumi Imura宛に japancerps@iblce.edu.au に送付してください。